



松雲山荘

第 3 章

計画の基本方針

第1節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、策定する根拠である新潟県柏崎市環境基本条例に基づき、次のとおり定めます。

健全で恵み豊かな環境を保全し
良好な状態で将来世代に継承する



第2節 望ましい地域像

本計画の下、市民・事業者・市の各主体が同じ方向性を持って環境保全に取り組めるよう、「望ましい地域像」を示します。「望ましい地域像」は、20～30年後を展望した本市の理想の姿を表しています。

自然と人の営みとの調和

—現実を見つめ、理想を求める柏崎—

本市は、かつて石油産業のまちとして栄え、原子力発電所が運転を開始してからは、国のエネルギー政策や二酸化炭素排出量の抑制に寄与するなど、エネルギーのまちとして成長、発展してきました。

しかし、人口減少や少子高齢化に伴う社会構造の急激な変化により、経済規模の縮小や社会活力の低下など様々な問題が生じ、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした現実を受け止めつつ、本市が将来にわたり持続可能な地域であるためには、生活の基盤である、豊かな自然環境や健全な生活環境を保全するとともに、経済・社会の課題を解決し、持続的に発展させていくことが重要です。

このため、環境保全と経済・社会の発展が互いに妨げ合うことなく、共に向上していくような地域を理想とし、目指していく必要があります。

このような認識の下、本計画では、環境保全の基本的方針を定め、地球温暖化対策、資源の有効活用、生物多様性の確保・自然共生、環境汚染や公害防止対策など各分野の取組を着実に実行し、環境的側面から持続可能な社会*の形成を推進します。

さらに、平成27（2015）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」の中核となるSDGs^{エスディージーズ}（持続可能な開発目標）が示している、環境・経済・社会の3側面の課題に対して統合的に解決していく考え方を意識しつつ、環境保全を行うことで、経済・社会の発展に寄与するような取組も推進していきます。

本計画では、望ましい地域像を「自然と人の営みとの調和—現実を見つめ、理想を求める柏崎—」とし、これを実現するために「地球温暖化対策の推進」「資源の有効活用」「美しい自然と生活環境の維持保全」を基本目標として定めます。

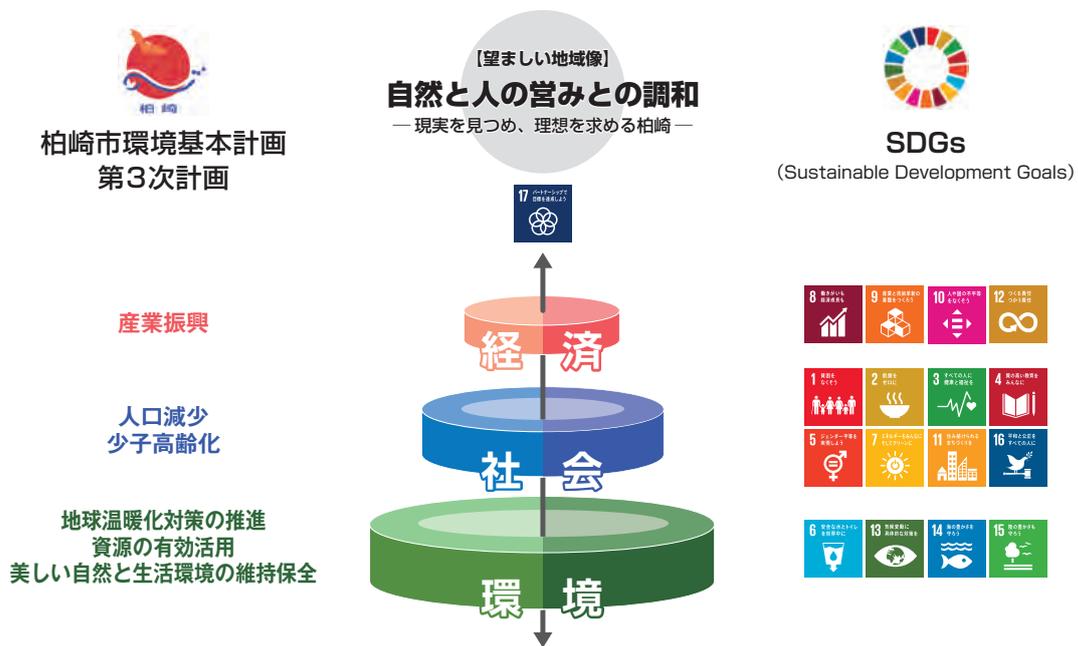
SDGs (持続可能な開発目標)と本計画の関連性について

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28(2016)年から平成42(2030)年までの国際目標です。

SDGsでは、17のゴールを決め、持続可能な社会の実現を目指すとしています。

一方、本計画では、環境の側面から、社会や経済の分野が抱える課題についても統合的な解決に向かって施策を推進することで、望ましい地域像の示す「自然と人の営みとの調和」が取れた社会の実現を目指しています。

本計画は、SDGsの考え方と同じ方向性であり、その関連性を示します。



本計画とSDGsにおける課題解決の考え方



出典：国際連合広報センター

各ゴールの解説を62、63ページに掲載しました。

第3節 計画の基本目標

基本目標1 地球温暖化対策の推進

良好な自然環境と生活環境を将来世代に引き継いでいくために、地球温暖化は、世界規模で対策しなければいけない問題であり、本市としてもできる対策を進めていきます。特に、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果がある、エネルギー分野の取組を推進していきます。また、地球温暖化対策に、各主体が身近なところから取り組めるよう意識啓発を行います。

取組の方向性

(1) 温室効果ガス排出量削減に向けた取組の推進

- 施策方針**
- 再生可能エネルギー・次世代エネルギー*の利活用・産業化の促進
 - 建築物の省エネ改修や高効率機器*の普及促進
 - 次世代自動車*の普及促進、公共交通機関の利用促進



取組の方向性

(2) 温暖化対策に関する意識の醸成

- 施策方針**
- 市民・事業者に向けた温暖化対策の意識啓発の推進



環境エネルギー関連産業の創出のイメージ図



柏崎市地域エネルギービジョンより

基本目標2 資源の有効活用

資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

身近な生活課題である廃棄物の分別の徹底や適正な処理の実施、発生抑制・再使用・再生利用（3R）に関する意識啓発など、廃棄物を資源として循環させるための取組を推進します。

取組の方向性

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）活動の推進

- 施策方針**
- ・ 廃棄物の循環的利用の促進
 - ・ 3Rに関する意識啓発の推進



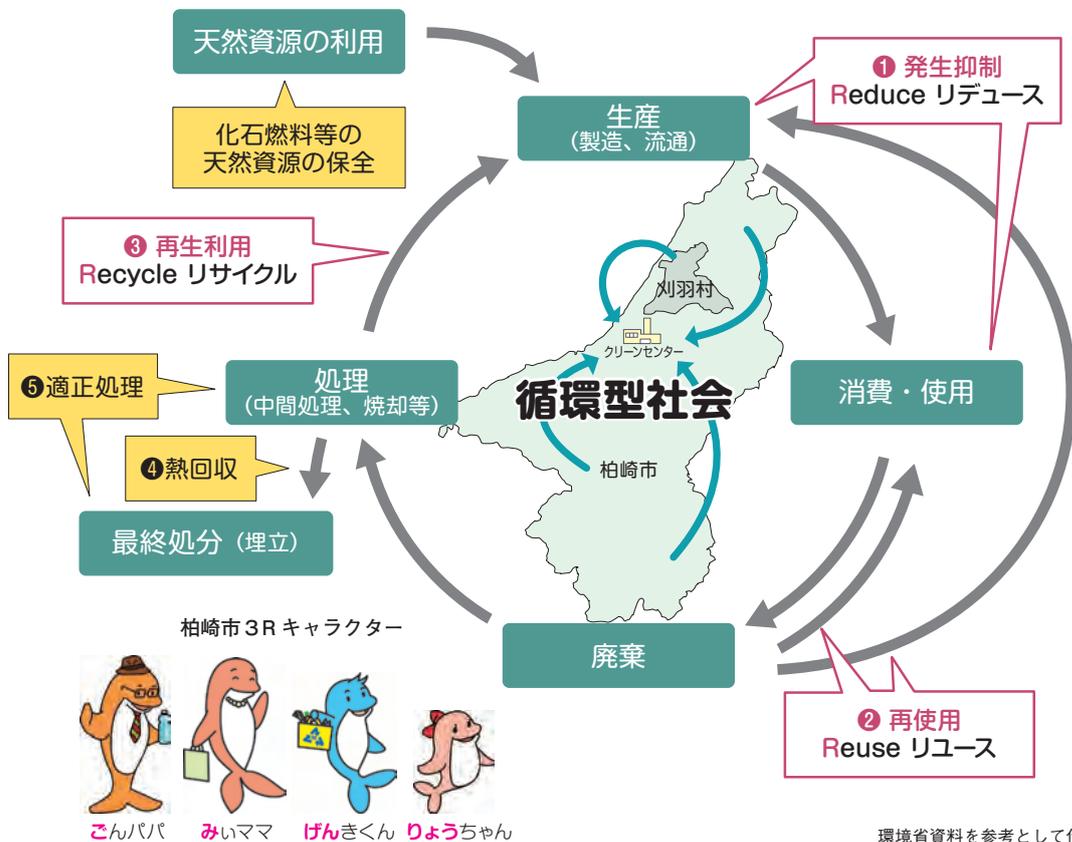
取組の方向性

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- 施策方針**
- ・ 廃棄物処理過程の適正管理
 - ・ 廃棄物エネルギーの有効活用



循環型社会のイメージ図



環境省資料を参考として作成

基本目標3 美しい自然と生活環境の維持保全

自然と人間との共生を良好な状態に保つため、森林や河川、海などの優れた自然環境と、それらが育む生物多様性、公害や野生鳥獣による被害のない健やかな生活環境など、地域を支え、生活を豊かにするこれらの資源の保全に継続して取り組みます。

取組の方向性

(1) 美しい自然環境の維持保全

- 施策方針**
- ・森林河川・里地里山や生物多様性の維持保全
 - ・自然環境に関する市民学習の推進



取組の方向性

(2) 不法投棄の防止と環境美化の推進

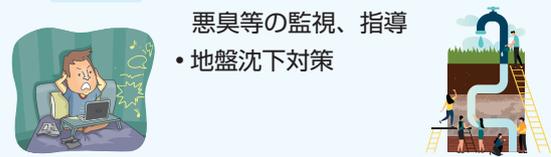
- 施策方針**
- ・不法投棄対策
 - ・環境美化の推進



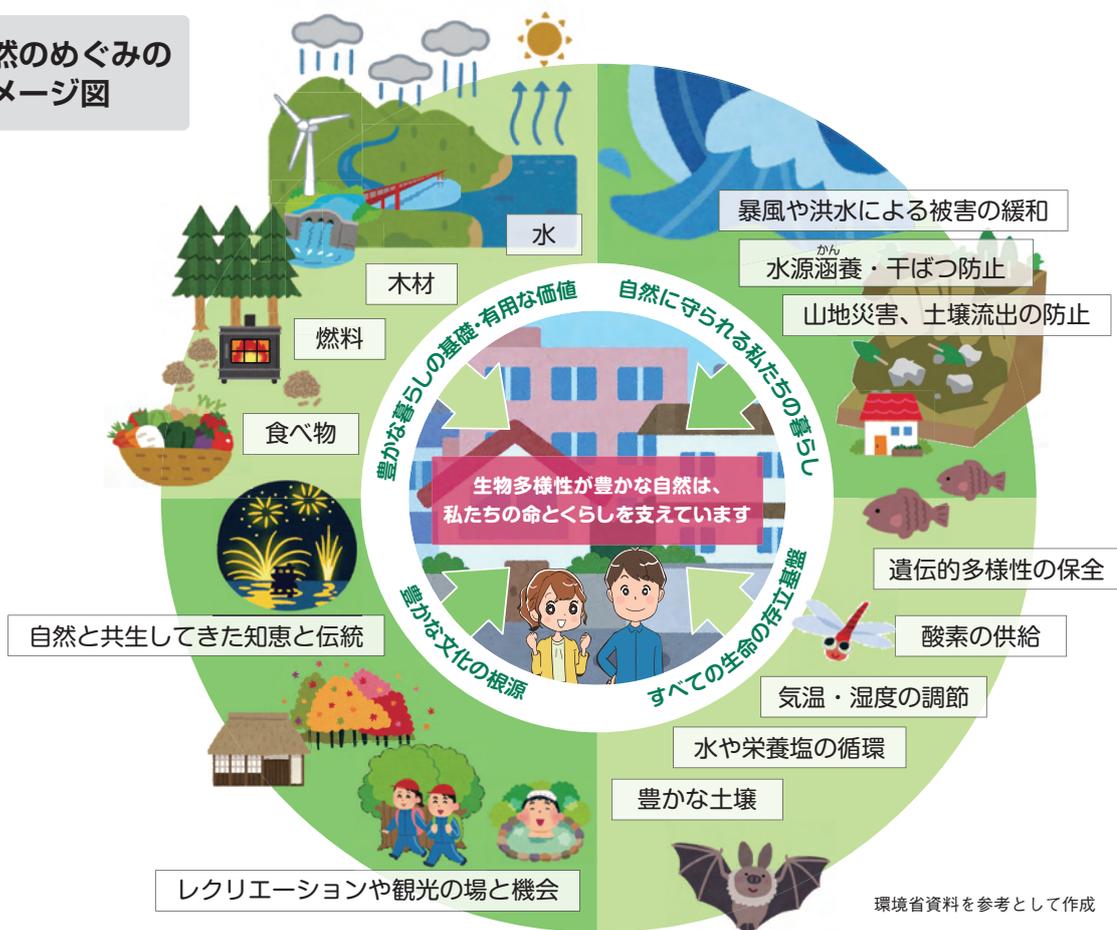
取組の方向性

(3) 公害防止対策の推進

- 施策方針**
- ・大気・水質・騒音・振動・悪臭等の監視、指導
 - ・地盤沈下対策



自然のめぐみのイメージ図



環境省資料を参考として作成

